



NPO

大和市指定NPO法人制度 指定申出の手引き

令和7年4月

大和市つながり推進課

I. 指定NPO法人制度について

(1) 指定NPO法人制度の背景

平成 23 年の 6 月に寄附金税制に係る法律の改正が行われ、平成 24 年 1 月から、NPO 法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、都道府県または市町村が条例において指定したものは、個人住民税の寄附金控除の対象とされることとなりました。

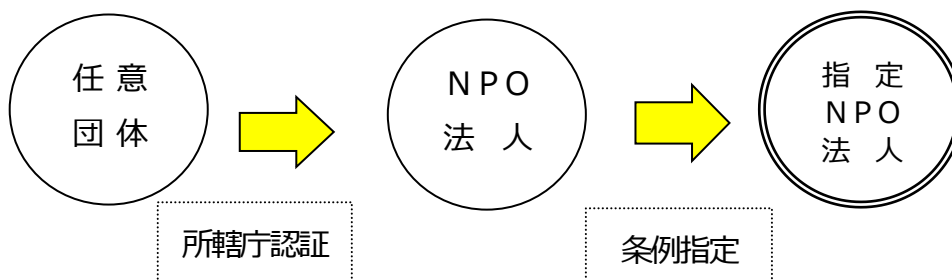
大和市においても、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人への活動を市民が寄附により直接支援していく仕組みとして、この制度を導入します。

(2) 神奈川県取り組み

神奈川県では平成 23 年 12 月に「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」を制定し、平成 24 年 2 月から指定 NPO 法人の申出受付を始めており、同年 7 月から「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」において NPO 法人を指定しています。

(3) 指定NPO法人とは

指定 NPO 法人とは、一定の要件を満たし、条例で個別に指定されている NPO 法人をいいます。つまり、NPO 法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、指定 NPO 法人になるためには、さらに、一定の要件の審査を受けた後、条例で個別に「指定」される必要があります。



(4) 本市の指定NPO法人制度

NPO 法人の条例指定は、市議会 12 月定例会における年 1 回の指定を原則とします。指定された NPO 法人への寄附金については、指定を受けた年の 1 月 1 日に遡って個人市民税（翌年分）の寄附金税額控除の対象とします。

II. 指定NPO法人になることによるメリットとは？

(1) 個人の寄附者のメリット

- 個人住民税の税制優遇を受けられます。
神奈川県と大和市が条例で指定した指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人住民税が、寄附金税額控除の対象になります。(県民税4%市民税6%合わせて10%が税額控除されます。) 控除額の算出方法は以下のとおりです。
(大和市指定NPO法人に対して支払った寄附金額 - 2,000円) × 10%

(2) 指定NPO法人のメリット

- 認定NPO法人(※1)の要件のひとつのPST要件(※2)が免除されます。
指定NPO法人が認定NPO法人の申請をした場合には、認定NPO法人制度の認定基準のうち、最も難しいといわれている公益要件であるPST要件(パブリックサポートテスト)が免除されます。
なお、寄附者が認定NPO法人に寄附し、税務署と市民税課に申告をすると、所得税と個人住民税合わせて50%が税額控除されます。
- 内部管理がしっかりします
指定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がしっかりします。
- 社会からの信用が高まります
指定を受けるために、一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。これによりNPO法人が市民から広く寄附を集めやすくなり、財政基盤の強化につながります。

※1 認定NPO法人

NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であること、並びに公益の活動に資することの一定の要件を満たすものとして、都道府県知事または政令指定都市の長が認定するもの。

※2 PST要件(パブリックサポートテスト)

認定基準のうちの公益要件のひとつで、NPO法人が広く一般から支持を受けているかどうかを判断するもの。次のいずれかを満たす必要があります。

- ・総収入に占める寄附金収入の割合が20%以上であること。
- ・年間3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上であること。

III. 指定NPO法人の要件とは？

申出をすることができるNPO法人

「地方税第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」（平成23年神奈川県条例第48号）に基づいて神奈川県に申出書を出しており、次のいずれかに該当するNPO法人となります。

- 大和市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- その他市長が特に市民の福祉の増進に寄与すると認めるもの。

大和市指定NPO法人の要件

神奈川県指定NPO法人で、NPO法人の公益性を判断する「公益要件」と運営面での健全性を判断する「運営要件」という二つの要件を満たす必要があります。

「公益要件」

(1) 事業活動の内容について、次の要件に該当していること

- 不特定かつ多数の市民の利益に資するもの

【判断基準】（a、bの両方に該当すること）

a 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、原則、総支出額の2分の1以上であること。

総支出額（事業費及び管理費の総計）× 1/2 ≥ その他の事業の支出規模（事業費及び管理費）

b 利益を受ける市民が存在すること。

（ただし、当該法人の活動が他の市民等に著しい不利益をもたらすおそれのある活動でないこと。）

【対象期間】 判断基準(a) 実績判定期間（※）の各事業年度

判断基準(b) 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

※実績判定期間

初回申出では2年（2事業年度）、更新時には5年分（5事業年度）の実績を実績判定期間とします

● 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

【判断基準】(a又はbに該当すること。又は、aに該当する事業費とbに該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。)

a 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

(法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、行政の計画、施策の効果を高める、あるいは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。)

b 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

(法人の活動が、法人の活動地域の住民等が求めている課題の解決に寄与すること。法人の活動地域を含む行政の長等へ提出された、100人以上の活動地域の住民等からの要望書などにより確認。)

【対象期間】判断基準(a)及び(b) 実績判定期間の各事業年度

(2) 特定非営利活動の実績について、次の要件に該当していること

● 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。

【判断基準】(a、bの両方に該当すること)

a 市内の活動地域において、定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の活動をしていること。

b 継続的な事業の実施が見込まれること。

(事業の計画、収支(寄附金を含む。)の計画、人員体制の計画を記載した事業計画(5年間)などにより確認)

【対象期間】判断基準(a) 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

- 法人以外の者から支持されている実績があること。

【判断基準】（a～eのいずれかに該当すること）

- a 行政等から支持を受けている実績
（行政等との協働、行政等からの助成、表彰など）
- b 企業又は団体等から支持を受けている実績
（企業等との協働、企業等からの助成、表彰など）
- c 地域の住民等から支持を受けている実績
（法人の活動地域の住民等 100 人以上からの署名、100 人以上の住民で構成される自治会からの推薦、無償ボランティアの実績、寄附の実績など）

《無償ボランティアの実績》

- ・無償ボランティア（役員によるものは除き、実費相当を支給するものを含む。）
- ・実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティア総労働時間数が一定数以上（400 時間（総収入額 300 万円未満の法人は、200 時間、300 万円から 500 万円までは一定の割合による時間）以上）であること。

- d 中間支援組織（当該申出のあった法人）から支援を受けている団体から支持を受けている実績（中間支援組織から支援を受けている 30 団体以上からの推薦など）
- e その他
（a～d 以外のもので、支持を受けている実績として法人が説明するもの）

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

「運営要件」

(3) 運営組織及び経理が適切であること。

- 役員に占める役員の親族等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- 各社員の表決権が平等であること。
- 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- 不適正な経理を行っていないこと。

(4) 事業活動の内容が適正であること。

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。

- 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと。
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。

(5) 情報公開を適切に行っていること。

- 事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に事務所において閲覧させること。
- 事業報告書等について、インターネットの利用により公表すること。

(6) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

(7) 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

(8) 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。

(9) 欠格事由に該当しないこと。

- 役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。
- 役員に、暴力団の構成員等に該当する者がいないこと。

IV. 具体的な指定申出の流れ

(1) 事前相談

指定の申出をするときは事前にご相談ください。通年受け付けておりますが、ご希望の方はあらかじめ電話でご予約の上お越しください。

連絡先 大和市つながり推進課 電話 046-260-5103

(2) 申出受付期間

毎年度7月1日～7月末日（土日祝日を除く）

正式な書類の受付期間です。必ず事前にご相談ください。

(3) 提出書類

市所定の様式に必要な事項を記入し、添付書類と併せてご提出ください。

（次頁をご参照ください）

申出に必要な市指定の様式や手引書はホームページからダウンロードしてください。

(4) 市議会での審議

書類審査の後、市議会12月定例会において、申出された法人について、条例に法人名等記載するための審議を行います。

(5) 指定

条例に法人名等が記載された年の1月1日に遡って個人市民税（翌年分）の寄附金税額控除の対象となります。

提出書類 (◎必ず提出する書類 ○いずれかを提出書類 △必要な場合提出する書類)

	提出書類名	区分	必要な場合
市第1号様式	指定特定非営利活動法人指定申出書	◎	

添付書類：神奈川県知事に提出した申出書類・添付書類の写し

	提出書類名	区分	必要な場合
県書類	指定要件チェック表（第1表）	◎	
県書類	指定要件チェック表（第2表）	○	市町村指定法人以外が申出をする場合
県書類	指定要件チェック表（第2表）付表1	△	支持を受けている実績の内容が「無償ボランティアの実績」である場合
県書類	指定要件チェック表（第2表）付表2	△	支持を受けている実績の内容が「寄附の実績」である場合
県書類	指定要件チェック表（第2表）市町村指定法人用	○	市町村指定法人で県条例第4条第1項第2号イの基準により申出する場合
県書類	指定要件チェック表（第3表）	◎	
県書類	指定要件チェック表（第3表）付表1	◎	
県書類	指定要件チェック表（第3表）付表2	△	会計の基準について「帳簿書類の保存等について青色申告法人に準じて行われていること」を選択した場合
県書類	指定要件チェック表（第4表）	◎	
県書類	指定要件チェック表（第4表）付表1	◎	
県書類	指定要件チェック表（第4表）付表2	◎	
県書類	指定要件チェック表（第5表）	◎	
県書類	指定要件チェック表（第6表～第8表）	◎	
県書類	欠格事項チェック表	◎	
県書類	役員等氏名一覧表	◎	
県書類	寄附金充当予定事業一覧	◎	
	県申出書類に添付した書類	◎	

※次葉があるものは次葉も提出してください。

V 指定NPO法人となった後にすることは？

主なものとして、次のことを行う必要があります。

(1) 書類の作成及び備置き、情報の公開等

指定NPO法人となった場合には、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程等を作成し、事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があったときは、事務所において閲覧させなければなりません。また、インターネットの利用により、一定の書類を公開することが必要となります。

(2) 寄附者に対する手続（受領証明書の発行）

寄附者が個人市民税の寄附金控除を受けるためには、市に申告する必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者にその申告に必要な次の書類を交付する必要があります。

【交付書類】 寄附金受領証明書

(3) 寄附者名簿の保存・提出

寄附者名簿を作成し、保存する必要があります（5年間）。また暦年ごとに抽出した寄附者名簿を作成し寄附を受けた年の翌年の3月15日までに大和市役所市民税課まで提出してください。

(4) 指定NPO法人として毎年度提出が必要になる書類 1

	提出書類名	提出期限
市第4号様式	指定特定非営利活動法人役員報酬規定等報告書	毎事業年度初めの3カ月以内
市第5号様式	法人及び事業の概要報告書	
市第6号様式	指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書（実績がある場合一覧を添付して提出）	

指定NPO法人として毎年度提出が必要になる書類 2

県指定 NPO 法人（※）として県に提出した、下表全ての書類の写しを提出して下さい。

◎認定 NPO 法人でもある場合も、下表全ての書類の写しを提出していただきますが、
区分欄の「◎県書類」は、認定 NPO 法人として提出した書類の写しを提出して下さい。

区分	提出書類名	提出期限
◎県書類	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （※ 前回提出時から変更がない場合には提出不要）	毎事業年度初めの3カ月以内
◎県書類	資産・資金の譲渡・寄附金等明細書	
◎県書類	指定要件等チェック表（第3表）	
◎県書類	指定要件等チェック表（第3表） 付表1	
◎県書類	指定要件等チェック表（第3表） 付表2 ※ 会計の基準について、「帳簿書類の保存等について青色申告法人に準じて行われていること」を選択した場合に添付	
◎県書類	指定要件等チェック表（第4表）	
県書類	指定要件等チェック表（第5表）	
◎県書類	指定要件等チェック表（第7表）	
県書類	欠格事由チェック表	
◎県書類	事業報告書等：事業報告書・財産目録・貸借対照表・活動計算書・役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿	

※次葉があるものは次葉も提出してください。

(5) 変更等に伴い提出が必要になる事項

	提出書類名	必要な場合
市第3号様式	指定特定非営利活動法人指定変更届出書	名称・主たる事務所の所在地等が変更となる場合

(6) 更新の手続き

	提出書類名	必要な場合
市第2号様式	指定特定非営利活動法人指定更新申出書	指定期間は5年間ですので、期間満了となる前に更新の申出が必要です 更新時には新規申出とほぼ同様の書類を提出いただきます

大和市指定NPO法人制度指定申出の手引き

【問い合わせ・連絡先】

大和市市民経済・にぎわい創出部

つながり推進課

〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1

電話 046-260-5103

FAX 046-260-5138



神奈川チャリティアクションキャンペーンロゴ

NPOや寄附の意義を広めるキャンペーンのためのロゴマークです。
大和市つながり推進課もキャンペーンの趣旨（社会にNPOや寄附の意義をを広めること）に賛同しています。